

睦沢町事務用共通封筒広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、睦沢町（以下「町」という。）が使用する封筒の裏面に民間企業等の広告を掲載して、町への無償提供をしてもらうことにより、地域経済の振興及び行政コストの削減等を図ることを目的とする。

(広告の名称及び内容)

第2条 広告の名称及び内容は、「睦沢町事務用共通封筒広告」とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、別記のとおりとする。

(広告掲載の方法及び数量)

第4条 広告掲載の方法は、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が広告を掲載した睦沢町事務用共通封筒（以下「封筒」という。）を作成し、町に寄附する方法により行うものとする。

2 前項の規定により町に寄附する数量は、3,000枚を1口とし、1口以上とする。

(封筒の使用期限)

第5条 封筒の使用期限は、設けないものとする。

(広告掲載の要件)

第6条 広告を掲載することができる者及び広告の内容の範囲及び基準等（以下「広告掲載の要件」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。この場合において、広告掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 町内に本社（本店）又は支店（営業所）等を有しないもの

(2) 町の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(3) 政治活動又は宗教活動に係るもの

(4) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条の適用を受ける業種

(6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの

(7) 町税に滞納があるもの

(8) その他町長が適当でないと認めるもの

(広告掲載の申込みの期限及び方法)

第7条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、町が指定する日までに次の書類を町に提出するものとする。

(1) 睦沢町事務用共通封筒広告（寄附）申込書（様式第1号）

(2) 掲載する広告の見本

(3) その他町が指定する書類

(広告主の募集)

第8条 町は、ホームページ及び広報により広告主を公募するものとする。

(広告主の選定及び通知)

第9条 町は、第7条の規定による書類の提出があったときは、封筒に掲載するものとして適当であると認められるものであるかを広告掲載の要件により審査するものとする。

2 前項の規定による審査は、町長が行い、その審査結果を睦沢町事務用共通封筒広告(寄附)審査結果通知書(様式第2号。以下「審査結果通知書」という。)により広告掲載希望者に通知するものとする。

3 広告主は、広告掲載の決定を受けた審査結果通知書の内容に従い、事前に町と協議し封筒を作成の上、町に寄附するものとする。

(受領)

第10条 町は、広告主から封筒の寄附を受けた場合は、睦沢町事務用共通封筒受領通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(封筒の使用中止等)

第11条 町が封筒の提供を受けた後、広告主自ら又は広告の内容が広告掲載の要件に該当することとなったとき又は該当していたことが判明したときは、町は当該封筒の使用を中止し、残部がある場合は広告主の了解を受けずに廃棄することができるものとする。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

別記（第2条関係）

1 広告の規格等

広告を掲載する封筒	角形2号（横240mm 縦332mm 蓋35mm）
広告の掲載箇所	裏面
広告掲載範囲	横200mm×縦230mm
封筒用紙	80g/m ² 以上 上質紙 ハーフトンカラーグリーン
刷色	〔表面〕単色グリーン 〔裏面〕指定なし
表面仕様	1 睦沢局料金後納郵便印 2 郵便番号枠 3 睦沢町役場住所・電話番号・FAX 4 各課直通番号 5 町証 6 その他町が指定する事項
裏面仕様	1 上部に縦1.0cm×横3.0cm以上の大きさの「 広告 」の文字を表示すること。 2 広告掲載の下部に「この封筒は、広告主の協力により提供されたものです。地域経済の振興及び行政コストの削減等を目的として行っています。なお、広告の内容につきましては、直接広告主にお問い合わせください。」を表記すること。

2 広告に記載する連絡先等の基準

広告に表示する連絡先等の表示基準は、次のとおりとする。

(1) 電話番号

ア 市外局番を含む固定電話番号又はIP電話の番号を必ず表示するものとし、携帯電話又はPHSのみの表示は認めないものとする。

(2) ウェブサイトのURLを表示する場合

表示されたサイトから広告掲載の要件に該当する運営者又は内容のサイト（以下「広告掲載の要件に該当するサイト」という。）へリンクを貼っているものは表示しないものとする。

(3) 電子メールアドレスを表示する場合

インターネット接続サービス機能がある携帯電話のメールアドレス、無償で提供されるいわゆるフリーメールのアドレスその他メールアドレスの取得に際し本人確認が十分に行われていないと認められるものは表示しないものとする。

(4) 二次元バーコードを表示する場合

インターネットサービス機能を有する携帯電話等からウェブサイトへの接続を容易にする二次元バーコードを表示する場合は、広告主は当該二次元バーコードが確実に機能することを町に対して保証するものとする。この場合において、その接続先及びその接続先からのリンク先は、広告掲載の要件に該当するサイトであってはならないものとする。

睦沢町事務用共通封筒広告（寄附）申込書

睦沢町長 様

（住所又は所在地）

（名称）

（代表者名）

印

（電話）

睦沢町事務用共通封筒広告掲載要領の規定に基づき、次のとおり広告の掲載（封筒の寄附）を申し込みます。

記

1 数量

事務用共通封筒（角型 2 号） _____ 口 （ _____ 枚）

2 広告を掲載する内容

広告主	住 所	
	名 称	
業種・事業内容		
ホームページ		有 ・ 無（http:// _____ ）
広告内容		
備 考		

睦沢町事務用共通封筒広告（寄附）審査結果通知書

（申込者） 様

睦沢町長

平成 年 月 日付けで申込みのありました睦沢町事務用共通封筒広告について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

記

（広告を掲載する場合）

申込みのとおり広告を掲載します。

つきましては、次により睦沢町事務用共通封筒の作成及び寄附をお願いいたします。

1 寄附数量

口（ 枚）

2 校正用封筒の提出期限

年 月 日

3 広告を掲載した睦沢町事務用共通封筒の寄附期限

年 月 日

（広告を掲載しない場合）

次の理由により広告を掲載できません。

理由：

様式第3号（第10条関係）

睦沢町事務用共通封筒受領通知書

平成 年 月 日

様

睦沢町長

印

平成 年 月 日付でお申込みのあった睦沢町事務用共通封筒について、次のとおり受領いたしました。

記

受領年月日	規 格	数 量	摘 要
年 月 日	角形2号	口（ 枚）	